

平成25年度第4回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

(開催日時)

平成25年9月25日(水) 13時30分～16時30分

(開催場所)

青森県庁北棟8階A会議室

(会議次第)

1 開会

2 議事

(1) 公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標について

(2) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの第二期中期目標について

3 閉会

(出席委員等) 昆委員長、久保委員、青木委員、北畠委員、吉井委員、栗野専門委員、大関専門委員(7名)

(県出席者) 健康福祉部健康福祉政策課 岡田課長 ほか
農林水産部農林水産政策課 西谷課長 ほか
商工労働部新産業創造課 奥田総括主幹 ほか
総務部行政経営推進室 大澤室長 ほか

(法人出席者) 青森県立保健大学 上泉副学長 ほか
青森県産業技術センター 藤田企画経営室長 ほか

(議事要旨)

1 公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標について

昆委員長：議事に入ります。審議の前にこの中期目標の制度上の位置付けなどについて、確認します。

(参考資料1に基づき説明)

それでは、「議題1 公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標について」の審議を進めていきたいと思っております。県の方から、御説明をお願いいたします。

健康福祉政策課：(資料1～6 参考資料2～4に基づき説明)

昆委員長：全般的なことで御意見・御質問はございませんか。ないようであれば、具体的な項目の検討に入っていきたいと思っております。お手元の資料4の1ページ目「理念、使命、基本姿勢」の部分が非常に大事なところですので、外部から見て保健大学の目標がよく理解できる

ような、県で意図するところがきちんと伝わるような内容と文面になっているという観点から見ました。そこで、使命の(1)や(2)の文章をもう少し分かりやすく記載した方がいいという意見がございました。例えば、使命の(1)の「より質の高い学術を教授研究し」のところですが、条件がたくさんつながって、「人材を育成する」となっています。(2)の2行目「教育研究成果を広く還元するとともに」は、還元するところがどこになるのかをお伺いします。いかがでしょうか。

健康福祉政策課：(1)は文節を重ね、分かりにくい表現のため、改めた方がいいと考えております。(2)については、「地域社会に」という言葉を強調して入れたいと思います。

昆委員長：3の基本姿勢のところですが、この「地(知)の拠点として」というのは、文部科学省の造語です。「地(知)の拠点事業」については、全国から公募し、約50の大学が選定されました。優れた取組を行っている大学に5千万円ほどの予算をつけて支援するという仕組みです。その用語もそのまま使っています。保健大学も申し込まれたかは分かりませんが、採択にはなっていない。文部科学省では、採択にならなかった大学も積極的に取組を進めていただきたいということです。この「地(知)の拠点整備事業」というのは、行政と協定を結び、大学の中で組織を立ち上げて、大がかりなプログラムを組んでやっていくものです。保健大学は、地域貢献についての組織は出来上がっていますが、県も相応に協定を結んで、大学とタイアップしてやるというときの役割分担や、予算についても用意することも必要です。

久保委員：青森中央学院大学の場合は、企画調整課と一緒に申請を行いましたが、青森県の場合はどこも採択されませんでした。申請には、行政が入らないといけないという条件があります。

昆委員長：かなり本腰を入れて県と保健大学で取り組むというのであれば、「地(知)の拠点」という文部科学省の用語をそのまま書いておいていいと思います。しかし、そこまでいかどうか分からない、予算的にもどうか、どこまでやれるのか不安だというのであれば、あまり仰々しく書かず、「地域の知の拠点として」という今までどおりの文言の方がいいのではないかと思います。県としてはどのように考えておられますか。相当本腰を入れて取り組むのか、今までどおり地域と連携してやっていくという程度の想定なのかと。いかがでしょうか。

健康福祉政策課：県としては、保健大学には地域課題解決に向けたシンクタンクとして機能していただきたいという思いはございます。一方、文部科学省の事業採択については、残念ながら落選しましたが、文部科学省の事業名というのではなく、名詞として使うことについては支障がないということもあるようですので、地域の拠点としての重要性を意識して機能していただくという意味で、この言葉は使ったところです。また、目標とするのに非常にふさわしい言葉ということで、大学からの提案もあり、この言葉を使わせていただきました。

昆委員長：採択にならなかった大学でも「地（知）の拠点」という言葉は名詞として使用し、文部科学省の事業計画相当規模ではなく、一般的な地域との連携、地域貢献の形として事業展開していくという共通理解でよろしいということですか。

健康福祉政策課：はい。ただし、地域のいろいろなセクターと連携してやっていくことは大事な要素ですので、進めさせていただきます。

昆委員長：当然、それは求められるわけです。

健康福祉政策課：その結果、将来的に事業採択されれば大変有り難いです。

昆委員長：この「地（知）の拠点」という用語をそのまま使って、文部科学省の事業計画に相当近いことを行うということだと、達成度合いを評価する際、相当高いレベルまで求められるか、あるいは一般的にきちんとやっているからよいとするかという違いが出てくると思います。今のところは、用語はそのまま使わせてもらうけれども、事業としては文部科学省が想定しているような高いハードルまでを想定しているわけではないということ、よろしいですか。

健康福祉政策課：ただ今の委員長の御助言を踏まえまして、大学と一緒に検討したいと思います。

昆委員長：恐らく、大学は地域とのパイプになるセンターや委員会を持っていますし、県も大学と協定を結ぶのは、当然やりやすいでしょう。あと何が足りないのかというと、お金と人の問題になってくるわけです。それを用意できれば、相当しっかりしたものができると思います。そうならないとしても事業としてはやっていくと、評価委員会としてはそういう理解といたします。

「第2の1（1）入学者の受入れに関する目標」については、文言を分かりやすく、趣旨がはっきり伝わるようにという意見もありました。いかがでしょうか。例えば、「イ 大学院課程」で、「優秀かつ意欲的な人材を受け入れる」と書かれていますが、「優秀」としてしまうと、選抜試験などでそれに資する試験を行っているのかということになるので、大学の受入れ方針に合った資質や素質を持った学生を受け入れて、優秀な学生に教育するというのが大学の役割じゃないかとよく言われるので、最初に「優秀」と書いてしまうのはどうかという思いがあります。

久保委員：「目的意識を持ち、意欲的な」というのはもちろん大変よろしいですが、「優秀」を付けるかどうかということですね。

昆委員長：優秀な学生を入学させるために、中期計画もそれに合ったように設定して、どんな入学試験をやったのかというと、入学試験のハードルが相当高くなるのではないかと。御検討いただければと思います。

健康福祉政策課：ここにつきましては、今の大学院の実態を見ますと、休学・退学者、社会人院生もいます。その中で本当に学びたい、スペシャリストになりたい、という目的意識を持った方をすくい上げたいという気持ちが筆を走らせたところでございますので、一部割愛し、簡潔な表現に改めたいと思います。いったん社会に出て、活躍されている方がキャリアアップできる場として構想したものですので、それに応えられるものとしてこれからも引き続き人材を育成していただきたいと思います。

昆委員長：よろしく申し上げます。

それから、「(2) 学生の育成に関する目標」の「ア 学士課程」について、「育成する」という言葉を使っていますが、「人材を育成する」となると、「教養教育ではこんな能力をつけてもらいます」「共通教育ではこんな能力、専門教育ではこんな能力、そしてトータルではこのような人材を育成します」と、教養教育とか学部共通教育に限定しなくてよいのかという疑問があります。「教養教育で人材を育成する」ではなく、「教養教育ではこんな能力を育成する」という書き方はどうなのかという意見もありました。いかがでしょうか。

久保委員：私も昆委員長がおっしゃるように、今、大学では「学位授与方針」というディプロマポリシーというものがあり、全体的にどういう人材を作るかが大学の特色になるので、その最終目的の人材像を目指して、教養ではこんなところ、という形になるのかなと、総合的な何かがあると思うのですが、いかがでしょうか。

昆委員長：大学では、そういうものは大学案内に書いておられると思います。それらとの整合性を考えていただければよいかと思います。3ページ「(4) の教育の実施体制に関する目標」の「イ 教育・学習環境の整備」に「大学の教育目標に照らし、人間性豊かで、専門性を備えた学生を育成するため、効果的な教育を行う環境を整備する。」とありますが、「人間性豊かで、専門性を備えた学生」は、「大学の教育目標」に入っていると思われます。中期目標では、「教育目標に照らし、効果的な教育を行う環境を整備する」とだけ書いているところもあると思います。「教育目標に照らし」と書いて、それを更に詳しくとなると、中期目標というよりも、中期計画や年度計画で書かれた方がいいのかなという気もしたのですが、いかがでしょうか。

健康福祉政策課：御指摘のとおりだと思います。ここは前段の部分を割愛し、「人間性豊かで」から始まるような文章に改めようと思います。

久保委員：「学習」という漢字ですが、文部科学省では、すべて「修める」という字を用いて「学修」という使い方をするらしく、今回申請する際に、すべて「修める」としました。文部科学省はすべて「修める」を使うということです。いろいろな通達も「修める」となっています。いかがでしょうか。

健康福祉政策課：確認いたします。

保健大学：日常的なものについては「習う」の「学習」ですが、最終的にその科目が終わった段階で「学修」として使っております。

久保委員：使い分けができていればそれでよろしいと思いますが、「学修」という使い方に移ってきているようでした。

保健大学：ありがとうございます。

昆委員長：それから、4ページ「(5) 学生への支援に関する目標」の「ア 学生への学生生活支援」では、「学生の大学生活が充実したものとなるよう、豊かな人間性及び基本的な生活習慣等を培うことができるように、入学後の教育効果をより高めるための取組を行う。」とあります。「教育効果をより高める」というのが、どういうことを指しているのかが読み取れませんでした。よい生活習慣がつくと、入学後の教育効果が高まっていくという意味でしょうか。

健康福祉政策課：大学生活を送る中で、特に保健大学の場合は、医療・福祉の専門人材を養成しますが、集団生活に必要となる、生活習慣・思いやり・マナーといった基礎的な生活に必須とされる能力が、近年の学生の中には欠けているきらいがあります。例えば、病院実習などでなじめなくて、残念ながら休学・退学される学生さんが非常に多くて、本来保健大学で提供する学習・サービスを充実したものとするためには、まずもって入学時における基礎的な学習習慣・生活習慣を身につけてもらうべきと考えて、「導入時教育」というものを実践しています。ここでは、「導入時教育」という言葉を使わないまでも、その内容を説明した目標ということになります。

昆委員長：なるほど。分かりました。非常にいい取組ですね。中期目標の中でそれがはっきり出てくれば、もっといいかもしれないです。

健康福祉政策課：意図としては、そういう事なのですが、御意見を伺いまして、少し簡略化した表現にしたいと考えています。

昆委員長：1行目の「学生の大学生活が充実したものとなるよう」と「入学後の教育効果をより高めるための取組」というのが、どちらがどちらなのかが整理されていないように感じますが、どうでしょうか。

栗野専門委員：「充実したものとなるよう」というのと「教育効果」という2つの目標がここでうたわれているような気がします。今、説明されたような教育効果を高めるという意味の方が重いとするなら、1行目はむしろない方がいいのかなと感じました。

昆委員長：ここの趣旨はよく理解しました。大事なところだと思います。

健康福祉政策課：整理させていただきます。

昆委員長：次の「イ 学生へのキャリア支援」では、「学生の就職や国家資格の取得を支援するため」と「就職支援及び受験対策等の充実を図る。」と同じことを繰り返しているのので、簡潔にした方が伝わりやすいのではという意見がございました。

健康福祉政策課：こちらも簡略化した表現になるよう再考いたします。

昆委員長：5ページの「(2) 研究水準及び研究成果に関する目標」の「イ 研究成果の活用」では、「研究によって得られた成果を大学の教育研究活動に反映させる」と書かれていますが、研究によって得られた成果を教育に反映させるということはよく言われますが、研究にも反映させるというのは、どういうことなのかという質問があります。

健康福祉政策課：ここについては、研究の成果が更なる研究にフィードバックされるという意図と教育活動にも反映される意図と、2つを重ねた意味合いで記載しています。

昆委員長：2つを意図しているということですね。

健康福祉政策課：はい。

昆委員長：分かりました。

5ページの「3 地域貢献に関する目標」の「(2) 県民への学習機会等の提供に関する目標」で、以前は「地域貢献の地域連携の強化や情報提供に関する目標」となっていたので、大学が学生教育をするというのとは違った意味での「県民への学習機会等の提供」という目標が見えていたのですが、第二期の書き方であれば、単純に「学習機会の提供」とすると、本来の意味の大学として学生を受け入れたり、聴講生を受け入れたりすることと、公開講座を行うこととの区別が分かりにくく、この記載で大丈夫なのかと思います。先ほどの説明では、聴講生等ではなく、公開講座等のその他の学習機会の提供ということでしょうか。

健康福祉政策課：この部分については、少し言葉足らずのところがあると思いますので、「県民に広く学習機会を提供するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズに対応することにより、県民の健康と福祉の向上及び地域の発展に貢献する。」としたいと思っております。

昆委員長：分かりました。

久保委員：前回の評価委員会の中で、認定看護師など特別な看護のキャリアの育成について、人材はある程度充足したので、やめるという話だったと思いますが、地域貢献の中に専門職の更なるキャリアアップということを入れてはどうかと思いました。「(4) 人材の輩出」

は、保健大学の学生についてですが、卒業生も含めて青森県にいる専門職の方をよりレベルアップさせるという観点が、どこかに入りませんか。それとも、既にどこかに入ってますか。

健康福祉政策課：社会人の学び直しというのは、久保委員がおっしゃるような趣旨を含んでいるとは思いますが、それから更に一步踏み込み、今活躍している専門職の方々のレベルアップについては、大学と相談させていただきます。

昆委員長：「(4) 人材の輩出」では、「輩出」という言葉が、あるところから多くの著名な文学者が輩出しているというような、相当の人材が続々と生まれているというときに使われているのではないかと思います。そのように書いてしまうと、卒業生を世に出していく時に、相当高いハードルかと思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉政策課：国語辞典的に「輩出」は、「次々と」という修飾語が付かないと意味をなさない言葉でございます。我々としてはそうしたいという意思を表明したのですが、数値目標にこれが転嫁されるとなると、なかなか厳しいところがあります。

昆委員長：評価するときに、保健大学が優秀な人材が輩出しているという根拠資料を求められます。

健康福祉政策課：もちろん、達成していくつもりはあります。

昆委員長：達成できればそれは当然素晴らしいことですが、ここは保健大学と相談されてはいかがでしょうか。

健康福祉政策課：ただ今のお話を受けまして、大学と相談したいと思います。この言葉については使いたいという意向がございました。

昆委員長：こだわりがあるというのは、理解しました。

資料4の6ページの第3「4 事務等の効率化・合理化に関する目標」の「事務の効率的・合理的な執行のため」は、文言としていかがでしょうかという意見がありました。これに対しては、「事務の効率化・合理化を図るため」と文言を整理するということでしたが、いかがでしょうか。

続きまして、第4の1「(3) 財産関連収入に関する目標」で、収入の確保を目的とするのであれば、「大学施設の開放」と「使用料の設定」とを並列にするのではなく、「適正な使用料又は利用料負担のもとで、大学施設を積極的に開放することにより、収入の増加を図る」などとしてはどうかとの意見がありました。これに対して、「適正な使用料又は利用料を設定し、大学施設を積極的に開放することにより」という文言で整理するということですが、よろしいでしょうか。

第6の「1 施設設備の整備、活用等に関する目標」で、活用に関することも目標に入れた方がいいのではないかという意見につきましては、「良好な教育研究環境を整備するため、

施設設備の適切な維持管理とその有効活用を図る。」と整理するというところでよろしいでしょうか。

以上が、委員から出されていた内容に関する問題点のチェックと県の考えでしたが、この中期目標に関し、修正・検討箇所はございますでしょうか。

例えば、内容に関するものだけではなく、大学の設置形態に関わるような問題もあるかと思えます。資料4の2ページ「イ 大学院課程」のところ。「また、社会情勢や入学希望者の状況を踏まえて、定員を含めた見直しを行う。」と書いていますが、定員の見直しを行うというのを目標の中に書いておくと、県知事が定員を見直すこととなるのか、中期計画の中で学長が責任を持って定員を見直すのか、大学の設置形態に係るような目標や計画設定の場合の役割を整理しておいた方がいいのかと思えます。例えば、国立大学法人の場合、許認可の権限というのは文部科学大臣が持ち、国が運営費交付金を大学に交付しています。ですから、大学定員の見直しなどは、大学では報告だけでいいですよというものもありますけど、そうでないものに関しては、文部科学省、運営費交付金を交付している文部科学大臣の了解を得なければ、大学はいかに法人化したといっても、実施することはできません。それで実施していいですよということになると、実際に大学で動くわけですけど、逆に、中期目標で国立大学の定員を削減することを検討するとすると、それは国の方が削減していいですよと認めていることと同じになります。それを踏まえて、今の問題を考えますと、県が設置者、運営費交付金を交付しているのが県なので、定員の見直しを大学が検討したとしても、県が財政やいろいろな問題から認められないとなれば、大学はいかに定員削減をやると言ってもできないと思えます。しかし、県が定員の見直しをやって結構ですと言って、その具体的な見直し案を大学が作るとか、そういうのは当然起こり得ます。県議会に上がっていったときに、中期目標にも書いていないことをやるなんておかしいのではないかということになる。ですから、今の表現ですと、定員を含めた見直しを行うということですから、県としては、保健大学に対して、検討してくださいと要請しているのだと。検討した結果、こんな結論にしなさいということではなく、それを含めた検討に入るということですので、大学は計画を作って、県とすり合わせて進めていくという感じになるのかと思えます。県や大学の見解としてはいかがでしょうか。

健康福祉政策課：県としてということではなく、ほぼ共通だと思うのですが、これからの大学院の在り方というのは、第一期中期目標期間の整理の中でも御説明いたしましたが、非常に大きな問題意識を持っております。そのような中で、定員も含めた全体的な運営の見直しがどうあるべきかというのは、第二期中期目標の中に掲げさせていただいて、お互いに検討していくということ、これから計画的に取り組んでいくということを意図しております。

保健大学：大学としましても、大学院の定員の件については、以前から検討しているところがあります。そのことについては、もちろん県と話をしながら、また、運営交付金の関係もあるので、中期目標の中での大学の取組として整理していただいたのではないかと考えております。

昆委員長：「定員を含めた見直しを行う」くらいが書ける限度だろうと思えます。いかがでしょ

うか。これ以上詳しくは書けないですし、これを書いておかないと、またこれを検討するときには不都合が出る、というようなことで。

健康福祉政策課：ここは、大学の裁量権なども関係してくると思いますので、今の御意見を踏まえて検討したいと思います。

昆委員長：大学は法人化しているので、相当な裁量権が与えられたとなっても、運営交付金に係る部分などは、どうしても県の了解を得なければならないところでしょうから。その他について、いかがでしょうか。

北島委員：県の施策で「青森ライフイノベーション戦略」というのがあるそうですが、そのライフイノベーション戦略と保健大学の関わりは何かあるんでしょうか。

健康福祉政策課：「青森ライフイノベーション戦略」というのは、県の商工労働部で進めている取組で、ライフ分野、保健や医療分野などをフィールドとして最終的には産業創出に結びつけていこうという取組です。そのフィールドとする医療・福祉・保健といった部分には関わりがありますけれども、最終目標である産業創出は、保健大学の主たる目的とは異なるものと認識しております。

北島委員：分かりました。ありがとうございます。

青木委員：最後のページの「情報の公開及び広報の推進に関する目標」で、「広報の推進に関する目標」が追加されたと思います。後段で、「積極的な広報活動に取り組む」と記載がありますが、何を広報するのかについて、複数の解釈ができる文章になっていると思いました。教育研究活動の結果を広報したいのか、それとも青森県の抱える諸課題の解決策を広報したいのか、それとも両方なのか。もう少し意図するところが分かりやすくなるような文章にしていただければいいかなと思います。

健康福祉政策課：保健・医療・福祉につきましては、様々な課題が青森県内にございます。その広範な課題解決に向けて、研究の成果や地域貢献に向けて活用できる面が多々あると思います。そういった技術やノウハウが大学の中に眠っているということは適当ではないので、積極的に社会に発信して、活用を促すといった趣旨になっております。

青木委員：研究成果を広報していくという解釈でよろしいでしょうか。

健康福祉政策課：はい、それも含めています。

青木委員：はい、分かりました。

昆委員長：内容に係る問題のところできく何か抵触する部分ですとか、不都合な部分とい

う大きな問題はなく、文言の整理になると思います。文言を整理し直す部分は整理していただいた上で、委員に送付するという事で大丈夫だと思いますが、いかがでしょうか。内容に関して変更していただきたい点は、今回はないと思います。

事務局：確認になりますけれども、本日意見が出された内容、事前の意見として今日の委員会では取り上げられなかったものの県で対応する方向性でいるもの、新たに今日追加で出された意見等がありますので、事前に出されたもの等については、基本的な目標修正案の方向で検討することとして、その上で、全体として、委員会としては、目標案については妥当ということによるのでしょうか。

昆委員長：そうですね。あとは、細かな字句の修正になると思います。保健大学の方としては、特に中期目標にこういう文言で書かれると、という大学として不都合な点はございませんか。

保健大学：特にございません。

昆委員長：では、今日の委員会を踏まえて、文言等を整理していただいて良しということになると思います。委員会として、内容に対する意見は特になしということで県の方にお返しいたします。

それでは保健大学に関する審議については、以上で終了になります。

《 休 憩 》

2 地方独立行政法人青森県産業技術センターの第二期中期目標について

昆委員長：審議の前に、この中期目標の制度上の位置付けなどについて確認します。

(参考資料1に基づき説明)

それでは、議題2「地方独立行政法人青森県産業技術センターの第二期中期目標について」の審議に入ります。まず、第二期中期目標(案)について御説明をお願いします。

農林水産政策課：(資料7～10に基づき説明)

昆委員長：それでは、全般的な御意見・御質問はございませんか。ないようですので、事前提出された具体的な項目に沿って話を進めていきます。まず、委員からの事前質問ですが、資料8「第二期中期目標(案)」の1ページ「中期目標の基本的な考え方」の2行目に、「地域外からの外貨獲得につながる農林水産業、製造業等の発展に向けて」とありますが、「外貨獲得」という文言の使い方でのいいのかという質問がありました。いかがでしょうか。

農林水産政策課：「外貨獲得」については、平成21年度から県外や海外に県産品を売り込む、お金を稼ぐということで、県の「基本計画」や農林水産部の「攻めの農林水産業推進基本方針」などの各種計画において「外貨の獲得」という表現を全庁的に使っているもので、この中

期目標（案）においても使用しております。

昆委員長：いかがでしょうか。

大関専門委員：「外貨」というと思えば、「輸出」という言葉ですね。どうしてもそこ結び付いてしまう。例えば、東京都で青森県産のものがよく売れて、青森県が収入を得られるという時に、東京都から外貨を獲得したとは言わないですね。特に、理解し難かったのは、「地域外からの外貨」という言葉です。御説明によれば、県庁内では通用する表現だということですが、それだけでいいのかという思いもあります。ほかの人が見たときに、「地域外からの外貨」って何だと疑問があるのではないかと思います。こういう使い方に慣れているので続けていきますとおっしゃるのであれば、それはそれでいいのかなと思いますけれども。

昆委員長：ほかの委員はどうでしょうか。

北島委員：使う場合もあると思います。単純に「外貨」と言われると困りますけれども、むしろ「地域外からの外貨獲得」と修飾語が付いているので、理解できるのかなと思いました。

大関専門委員：内容が、収益を獲得するということですね。そういう言葉の方がいいのではないかと思います。

農林水産政策課：言葉の意味するところは、まさにそうおっしゃるとおりです。県外、海外から収益を得ましようという趣旨、意味で使っております。

昆委員長：私も少し気になった部分でしたので、「青森県基本計画」を読みました。その中に「外貨獲得」と記載されていましたが、ただし、欄外に注釈が載っているので、読む方も理解できます。中期目標は、注釈なしで書かれているから、外部の人が読んだ場合に違和感があるのだらうと思います。説明を受ければ、意味を理解することもできるのですが。

農林水産政策課：中に 印などで注釈するという。

昆委員長：基本計画は、そうなっていました。

大関専門委員：第一期中期目標では「地域外からの所得の獲得」となっています。これを「外貨」に変えたということですね。

昆委員長：外部の人が見た場合に、注釈が付いているとよく理解できるけれども、中期目標の中に注釈を付けると見栄えが悪い場合もある。どのようにしたら、外部の人に間違いなく伝わるのか御検討いただくということによろしいでしょうか。

大関専門委員：北島委員が「地域外からの外貨獲得」という表現が使われているとおっしゃっていたので、私はそれで結構です。

昆委員長：どの程度一般的かということもあるかと思えます。基本計画にも注釈を付けているところから、硬い文章にはあまり使わないのではないかと思われます。では、少し御検討をお願いします。

次に、「中期目標の基本的な考え方」の5段落目「このため、第二期の中期目標期間においては」以降の文章が非常に長いので、読みやすくないかという意見について、いかがでしょうか。

農林水産政策課：3行目までが、県の指針等に示された方向に沿って記載されています。そこから最後の「戦略的かつ重点的に業務を推進することが必要である」ということで、いったん切ります。その後、「国際競争力の強化も視野に入れながら」という形で2つに分けたいと思っております。

昆委員長：はい。よろしいでしょうか。

次に、2ページの第2の1、冒頭の1行目から5行目が長い文章となっており、読みにくいのではないかということについて、いかがでしょうか。

農林水産政策課：2行目の「ニーズに的確に対応した試験・研究開発に取り組む必要がある」で区切り、「センターは、工業、農林、水産及び食品加工」と続ける形にしたいと考えております。

昆委員長：それでお願いします。

続きまして、2ページの第2の1「(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及」に「ITの活用等により生産事業者等に速やかに情報提供する。」とありますが、具体的にどのような計画を考えているのでしょうか。

農林水産政策課：これに関しては、産業技術センターが策定する中期計画、あるいは年度計画の中で記述されることとなりますが、ホームページだけでなく、メールマガジンや成果発表会の開催、研究所の参観デー・公開デー等の公開などの手段で実施することを想定しております。

昆委員長：よろしいでしょうか。

それから、同じく(3)で、「移転・普及した成果を生産現場等で検証するとともに」とありますが、この検証の証明はどのように考えているのでしょうか。

農林水産政策課：産業技術センターの毎年度の業務実績報告書において、生産現場での活用状況やアンケートなどでフォローアップしていますので、それが根拠として提示されると思っています。

昆委員長：よろしいでしょうか。やはり第二期の中期目標期間になりますと、第一期に比べ、成果の検証が強く求められていくと思います。実施したということだけでなく、実施した結果どんな成果が得られたのかということです。何を根拠に示されるのかということも委員の皆様が気になるところではないかと思います。その点を踏まえておいていただきたいと思います。

次に、2ページ「(4) 試験・研究開発の進行管理と評価」です。「センター内部及び外部有識者等による試験・研究開発の進行管理と評価」とありますが、外部有識者による評価というのは当評価委員会以外の評価と考えてよろしいでしょうか。

農林水産政策課：そのとおりです。第一期中期目標にはこの表現はありませんでしたが、第一期中期目標期間中、産業技術センターでは、地方独立行政法人評価委員会とは別に、外部の委員による諮問委員会が評価する形を作っておりました。それを引き続き第二期でも行ってほしいという趣旨で書いています。

昆委員長：よろしいでしょうか。

次に、類似する表現の取組が複数の項目に記載されているものがあり、それぞれ異なる取組なのか、同じ取組であるが視点が異なる取組なのかという質問がありました。例えば、2ページの第2の1「(2) 連携による試験・研究開発の推進」ですが、4行目に「生産事業者の現場に出向いて課題を解決する」と記載があります。それから、3ページの第2の2「(1) 技術相談・指導」でも「生産事業者の現場に出向いた積極的な取組を行う」と同じような文言があります。これらは、意味合いが違うのでしょうか。

農林水産政策課：2ページ「生産事業者の現場に出向いて課題を解決する」は、「1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及」の中の取組になりますので、現場に行って一緒に研究を行うという内容になります。3ページの「生産事業者の現場に出向いて積極的な取組」というのは、生産事業者のところに行き、相談や指導を行うという内容ですので、実施内容は異なります。

昆委員長：よろしいでしょうか。

続きまして、4ページの第2の「3 取組状況等の情報発信」について、「何々の」のように、示された内容を簡潔に表す文言を追加してどうかという意見がありました。いかがでしょうか。

農林水産政策課：「試験・研究開発の取組状況等の情報発信」とタイトルを修正したいと思います。

昆委員長：よろしいでしょうか。

それでは、4ページの第3の3「(1) 職員の資質向上」ですが、ここは「プレゼンテーション能力の向上等、研修等を通じた」という部分が分かりにくいとの意見がありました。

いかがでしょうか。

農林水産政策課：「プレゼンテーション能力の向上等を図るため、研修等の実施を通じて職員の資質向上を図る」と修正したいと考えております。

昆委員長：続きまして、5ページの第4の「2 外部からの研究資金の導入と自己収入の確保」で、外部資金の確保は非常に重要な評価項目となるので、毎年度の獲得資金の推移などをデータとして蓄積・整理をお願いしたいという要望がありました。また、自己収入の確保では、昨年度の依頼試験手数料等の自己収入がどの程度あったのかという質問がありました。いかがでしょうか。

農林水産政策課：昨年度の決算報告によると、自己収入は約2億円です。主なものとしては、生産物の売払い、使用料や手数料収入です。外部からの研究資金などが約3億5千万円ですので、それには及ばないものの、自己収入確保というのは大事な視点なので、今回新たに付け加えました。

昆委員長：続いて、6ページの別紙「1 工業部門」の「(2) 低炭素型ものづくり産業及び循環型社会を支える素材・技術の試験・研究開発」にある「低炭素型ものづくり産業」とは具体的にどのようなものを想定しているのかという質問がありました。

農林水産政策課：「低炭素型ものづくり産業」というのは、「省エネルギーに関する新たな技術開発に取り組むものづくり企業群」と県で定義しています。具体的には、地域技術を生かし、熱や電気等のエネルギーの省力化・効率化を図る技術、資源の循環再利用を図る技術、技術の組合せによる新たな仕組みなどの開発に取り組む企業群、ということによって使っております。

大関専門委員：「低炭素型社会」という言葉は分かりやすいが、「低炭素型ものづくり産業」となると、注釈があった方が分かりやすいと思います。

昆委員長：御検討をお願いします。

続きまして、6ページ「1 工業部門」には、「世界市場の開拓を視野に入れながら」とあり、「2 農業部門」には、「輸出戦略も視野に入れながら」との記載があります。新たな展開を計画されているのでしょうか。具体的な計画があれば、教えていただければと思います。

農林水産政策課：中期目標を受けて、産業技術センターが中期計画により具体的な計画を立てることになりますが、工業部門に関しては、これまでも特定有害物質の使用を制限する具体的な規制に対応した分析技術の開発、生産技術者からの加工食品微生物検査依頼への対応ということを行っております。今後は、これらに加え、輸出向け医療用玩具に対する支援、指導なども予定していると聞いております。また、農業部門についても、これまでも台湾など

のりんご輸出国側の農薬基準に合った病害虫防除指針を策定しており、今後も輸出相手国の貿易基準に沿った栽培基準の作成という形で支援、指導に対応していくと聞いております。

昆委員長：文言の整理等や確認の部分は、今回御説明いただいたことで十分だと思うのですが、いかがでしょうか。また、今日全体を通して、委員から御意見・御質問をいただきたいと思っております。

大関専門委員：資料8の2ページ、第2の「1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及」に前書きがあり、更に(1)から(4)までの項目があります。この前書きの2段落目に「また、新生産技術や新製品の開発が売れる商品づくりに結びつけられるよう、出口を見据えた取組を行い」という文言がありますが、これは「(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及」に相当するのだと思います。また、3ページの第2の「2 産業活動への総合的な支援」にも前書きがあり、(1)から(5)までの項目があります。「(5) 事業化・商品化への支援」という項目は、「6次産業化」という言葉があるので、明らかに販売流通ということも視野に入れていていると思います。そうすると、2ページの前書き「また」以下の文章は、3ページの「2 産業活動への総合的な支援」に移した方がよいと思います。「売れる商品づくり」という言葉は、とても大切な言葉だと思いますが、「1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及」に入れておくこと「(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及」と関係していることになり、「2 産業活動への総合的な支援」に移せば「(5) 事業化・商品化への支援」と関係してきますので、より密接な関係ができるのではないかと思います。

農林水産政策課：2ページの前書きの「また」以降については、第一期では、「3 試験・研究開発と成果の移転・普及」として取り上げておりましたが、端的に表すということでこの部分に記載しました。また、「2 産業活動への総合的な支援」は、第一期のタイトルから変更しています。(1)から(5)までというより、全体として総合的な支援を行うという意味合いで記載しました。逆に、その事業化・商品化への支援についての言葉が足りないということにならないでしょうか。

大関専門委員：製品化は、産業技術センターなどで評価できるが、商品化については、評価するのは消費者です。ですので、「売れる商品づくり」は、非常に大切な要素であって、消費者に評価されるような物を提供していくという視点も大事であると。そこで、「売れる商品づくり」という言葉が書かれているのかなと思いました。そのように見ると、内容的には2の(5)の方がよく合っているのではないかと思います。1の(3)では固すぎて、「売れる商品づくり」という言葉が浮かんでこない。マッチしていないのではないかと感じました。

昆委員長：県の意図としては、新生産技術や新製品の開発が、売れる商品づくりに将来結び付けられるように、そして「2」の方は、すぐ検討しているということでしょうか。

農林水産政策課：そういうニュアンスも確かにあります。「また」以降の「売れる商品づくりに結びつけられるよう、出口を見据えた取組」の部分を「２」の方に移すことについては、検討させていただきます。

昆委員長：御検討をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。委員会として、内容について意見を述べなければならないところはないと思います。文言の修正等は御検討いただいて、修正・検討結果を委員に送付することによってよろしいでしょうか。

事務局：本日の審議を踏まえた対応・検討の結果及び対応案について整理したものを、送付させていただきます。

昆委員長：県の原案をベースにして文言を修正したもので、委員会としては意見なしということになります。

それでは、委員会を終了いたします。